

論文

同性愛嫌悪をめぐる日英（教育）文化比較 —明示的差別の国イギリスと黙示的差別の国日本—

小宮明彦

1. 問題設定

近年、日本社会における同性愛の抑圧構造や異性愛主義（規範）の再生産構造を批判的・分析的に扱った論考が蓄積されてきているⁱ。しかしながら、日本社会におけるそれらの特質を、国際社会のそれらとの比較・対照を通して明らかにした研究は多くない。そこで本稿では、国際的に複眼的な視座を得るため英国（連合王国）に参照軸を取り、比較対照することによって、日本における同性愛嫌悪の特質を相対的に明らかにすることを目指す。

上記の目的を達成するため、本稿では以下の構成をとる。はじめに、第2章において当該社会という比較的大きな枠組みにおける、日本と英国での同性愛や同性間での性愛をめぐる状況を記述する。続く第3章では、第2章を背景として、教育領域に焦点をしばって同性愛の子ども・若者をめぐる状況を概説する。終章では、それらを踏まえて日英における同性愛嫌悪の特性について考察する。

なお、特に記さない場合、英語文献からの翻訳は小宮による。

2. 同性愛や同性間での性愛をめぐる日英の状況

2-1. 日本の状況

江戸時代には、井原西鶴の『好色一代男』の主人公の世之助が、生涯に3742人の女性とともに725人の少年を愛していることや、当時の川柳に「ちょっちょつと陰間も買って偏らず（遊女ばかりでなく時々陰間＝男娼も買って女色に偏らないようにした）と見られるように、一人の男性が女性も男性も色事の相手とすることは奇異なことではなかったⁱⁱ。明治時代に

なると、明治6年（1873年）に鶏姦法が施行され、明治15年（1882年）に旧刑法が施行されるまで存続したが、この鶏姦罪は、実際の法律の運用面からいうとほとんど空文化していたⁱⁱⁱ。ただし、法的には空文化していたとはいえ、一般言説においては、男性同士のセクシュアリティ（男色）は人倫にもとり不道徳とされていた^{iv}。1910年代末の1920年に発行された性欲学者田中香涯の著作に「男性に於ける同性愛」があり、1920年代には同性への色情をめぐって悩む男性たちが確認されている^v。1900年ごろからの20年ほどに起きた、性欲学による同性愛の「変態性欲」コード化を内面化した男性同性愛者の投書を引用しつつ、古川は変態性欲コードの定着を指摘し、近代の「悩める同性愛者」の原型をそこにしている^{vi}。

1920年代前後に成立した変態性欲としての同性愛というイメージは、その後、約半世紀以上もの間、日本社会における同性愛イメージの中心に位置し続けることとなる^{vii}

1952年にはアドニス会という同好会から『アドニス』という機関紙が創刊され、1962年に警察の取り締まりによって休刊するまで63号発行されている^{viii}。東京の『アドニス』と並んで有名だったのが、1959年から関西で発行されていた『同好』で、1000人以上の会員を有していた^{ix}。ギリシャ神話に登場する美少年の名を冠した同好会誌や、文字通り「同好」と題した同好会誌が発行されるなど、この時点では、同性愛者の解放や異性愛社会への異議申し立てをするというよりは、同好の士がつながりを持って愛好するという趣向だったと言える。1970年代になると、1976年に「日本同性愛者解放連合」、1977年に「フロントランナー

ズ」、1979年に「JGC(ジャパンゲイセンター)」が設立され、それぞれ同性愛者の解放を志向し、JGCはミニコミをマスコミや文化人に送ったり、ゲイを中傷する記事に抗議したり、また会員を組織して定例会を開き、さまざまな問題についてディスカッションをしたりした^x。

1980年代を迎えると、1984年にILGA(International Lesbian and gay Association)日本が設立され、1986年には動くゲイとレズビアンの会が結成された。この頃にはエイズの流行が日本を襲い、エイズと結びつけられた同性愛者が忌避・嫌悪された^{xi}。その頃の様子的一端を、社会学者の河口は以下のように述べる^{xii}。

エイズ予防法ができた時の議事録なんかを読むと参考人を招致しているんな人の意見を聞くわけです。そこでは専門家や研究者が参考人になるわけですね。もちろん当時はHIV感染者として公言している人はほとんどいなかったと思いますし、エイズのNGO団体なども大きな力をもっていなかった。当事者の声はまったく反映されていない状態です。そんななかで参考人の大半は、予防法賛成論者なんです。その賛成論者のなかでも「良いエイズ」、「悪いエイズ」という二分法を作って、「私は血友病の方々は非常に気の毒だと思います」、というわけですが、それを言うときに、絶対、「同性愛」という言葉を一言も使うことなく同性愛を語るという技をみせる。非常に巧妙な形で「同性愛」という言葉を出さずに同性愛について語るという語り口は、かえってすごいと思ってしまう。(笑)

このように、同性愛者が明示的・直接的に論難されるというよりは、言下に貶められる状況が指摘されている。

1990年には府中青年の家同性愛者差別問題

^{xiii} (府中青年の家事件^{xiv}) が起き、翌1991年には裁判(府中青年の家裁判^{xv}) が起こされた。この法廷闘争と並行して、動くゲイとレズビアンの会は、各方面にあった異性愛規範を改変していった。文部省発行の『生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編』の同性愛をめぐる否定的な記述に関して文部省に申し入れを行い、1993年1月に文部省は当該記述が不適切であったことを認めて削除を決めた^{xvi}。申し入れの席上で、初等中等教育局中学校課の小川課長補佐は「文部省は、個人の愛の形について強制することはできない」とコメントしている^{xvii}。

1995年には、厚生省が日本の「産業統計及び死因分類」に世界保健機構(WHO)が発行する『国際疾病分類 第10版』(『ICD-10』)を採用しており、同書は同性愛、異性愛、両性愛などの性的指向は「それだけではいかなる意味でも障害とはみなされない」と述べている^{xviii}。これに関連して、日本精神神経学会が同性愛を疾病とはみなさなくなったことについての知見^{xix}と、自然科学における同性愛に関する調査結果^{xx}を合わせて、日本の精神医学関連学会が同性愛をめぐる学会として一定の見解を有しておらず、それゆえ同性愛が精神医学の教科書で「性的異常」とされたまま放置され、それゆえ一般の人々の市民権が得られず、そのため学会が(一般の人々による同性愛の受容度を根拠として)同性愛を異常とみなすという当時の理路が、「科学的とは到底言えない循環論法」と指摘されている^{xxi}。このことは以下に引く作家の伏見憲明による、臨床心理学者の及川卓へのインタビューを引きながらの指摘と親和的である^{xxii}。

臨床心理学の立場で、同性愛やTSの問題に関わってきた及川卓さんによると、「日本の精神医学や心理学の領域では、同性愛とかサディズム、マゾヒズム、フェティシズム、

小児愛などの、性的方向性や性的興奮の様式を異にする状態や、私の専門であるジェンダー障害の領域は、ほとんど関心が向けられていませんでした。したがって、欧米のように精神医学が既成の体制や価値観と密接に結びついていなかった分、関心もなかったかわりに、差別もなかった。少なくとも数年前までは、同性愛やジェンダーに関する研究発表はほとんど存在せず、系統的に行っているのは私だけのようでした」

要するに、こういった性に関する分野は専門家の間でもあまり議論されることもなく、欧米でいわれていることを踏襲するだけだったというわけだ。一九九五年に「動くゲイとレズビアン」の会」という同性愛者の団体からの申し入れで、日本精神神経学会が同性愛を「性的逸脱」と見做さないとの見解を発表するに至ったが、それは深い議論があってそうしたとか、長年の議論の末にやっと決着がついたということではなくて、内外の圧力によって学会が「そうしたからといって誰も困らないというぬるま湯的判断」（及川）ということなのだろう。

そしてその翌年の 1996 年 12 月には、外務省総合外交政策局人権難民課の川田司課長が動くゲイとレズビアン」の会との話し合いの席上で、わが国が同性愛者を含む全ての不当な差別を禁止しており、その根拠は憲法第 14 条にあるとコメントし、さらに、憲法第 14 条が具体的に同性愛について触れていないことについて、この条項は例示規定となっており同性愛も差別禁止の範疇に含まれる、と説明している^{xxiii}。

2000 年に制定された「人権教育・啓発に関する基本計画」（法務省）では、同性愛者への差別といった性的指向に関わる問題についても言及しており、また、2005 年に公表された『人権教育のための国連 10 年』に関する国

内行動計画の推進状況」では、「重要課題への対応」として性的指向に関する人権などを明記するに至り、さらに 2011 年には国連人権理事会において「人権と性的指向・性別自認（Human rights, sexual orientation and gender identity）」と題する決議に日本も賛成票を投じ、当該決議が採択された^{xxiv}。2015 年 3 月には、同性カップルを結婚に相当する関係と認め、「パートナー」として証明書を発行する東京都渋谷区の条例が 31 日の区議会本会議で、賛成多数で可決、成立した^{xxv}。

これまで見てきたように、明治から大正にかけて以降、一般言説においては同性間のセクシュアリティが人倫にもとり不道德とされた一方で、同性愛者団体の申し入れによって性的指向をめぐる文部省の教育的指針や精神医学的基準が改変されたことなどを考えると、日本では、確固とした科学的研究や思想に基づいてそのような評価をされてきたわけではなく、時代の空気によってそのような評価がなされてきたという一面を指摘できる。また、「和を以て貴しとなす」日本の風土からか、激しい憎悪をむき出しにするような表現が憚られている節も感じられる。時代の空気によって規範が定められてきており、「和」を大切にしている慣習は、裏を返せば、一旦同性愛者の人権を守る気風が高まり出せば、今度はその気風の「和」を乱さないようにその方向への動きが加速される可能性も有している。実際 2000 年以降には、性的指向をめぐる人権に関する動きが加速度を増している。

2-2. 英国の状況

英国では 1533 年の Act of Henry VIII on sodomy によって、同性間の性行為が禁じられた^{xxvi}。この法律は時限立法であり、1540 年に改めて立法措置がとられた^{xxvii}。ただし、欽定訳聖書で「売春婦」の別の訳語として「女ソドマイト」という語が使われていることや、王政

復古時代のロンドンのソールズベリー・コートの女郎屋が「ソドム」や「リトル・ソドム」と呼ばれていることなどからわかるように、sodomy という語は男色のみを表す言葉ではなかった^{xxviii}。1861年に Laws on sodomy and gross indecency が施行されるまで sodomy は死刑に値した^{xxix}。Criminal Law Amendment Act of 1885 は、成人男性間での「猥褻な品行 (gross indecency)」を懲役最高 2 年の犯罪とし、この法律によって^{xxx}、1895 年に作家で批評家のオスカー・ワイルドが、アルフレッド卿との性愛関係で有罪判決を下され、2 年間の懲役が課せられた^{xxxi}。このことを社会学者のバリー・アダムは以下のように評する^{xxxii}。

英国の司法が国を代表する劇作家を懲役 2 年と断じるのにやぶさかではなかったことは、当時の「正統的道德 (moral purity)」陣営にとっては勝利の象徴となり、英国のゲイ社会におけるカミングアウトの進行を凍結させた。

19 世紀末から 1930 年代までの傑出した活動家に、エドワード・カーペンターがいる^{xxxiii}。カーペンターは、ドイツの性科学者マグヌス・ヒルシュフェルトの影響で 1914 年 7 月に設立された英国性心理学協会^{xxxiv}で活動した。1902 年には同性間のエロスについて英語で書かれた最初の本である *Iolaus: An Anthology of Friendship* を、1914 年には *Intermediate Type Among Primitive Folk* を出版した^{xxxv}。彼の著作は、1960~1970 年代に英米の活動家や理論家などに再発見されるまで、世に埋もれたままだった^{xxxvi}。英国性心理学協会は、1920 年代になると、法改正に向けてのロビー活動を始めた^{xxxvii}。1935 年には、イングランドとウェールズにおいて、840 人が男性との猥褻や「不自然な罪」のかどで告訴された^{xxxviii}。1956 年の *The Sexual Offences Act 1956* では、It is

felony for a person to commit buggery with another person or an animal. (人または動物とバガリーを行った者は重罪に処す) としている^{xxxix}。buggery という語も、sodomy という語と同様、厳密に男性間の性交渉を指すというよりは、男女の生殖を目的とする以外の性行為を指していたと推測される。

このように長きにわたってイギリスで続いた、同性愛者に対する法的弾圧に終止符を打つ一大契機となったのが、『ウォルフenden 報告書』であり、これはレディング大学副学長のウォルフenden を座長として、1954 年 8 月 24 日づけで結成された「ホモセクシュアル犯および売春に関する委員会」(the Committee on Homosexual Offences and Prostitution) による報告書である^{xl}。同委員会は高等法院判事、国会議員、医者、弁護士、聖職者などを含む 15 名で構成されており、その目的は、ホモセクシュアル犯をめぐる法律や訴追過程、ならびにそうした犯罪に関し裁判所による有罪判決を受けた者の処置を見直すことであった^{xli}。ウォルフenden 委員会への報告のために British Medical Association (英国医学会) が主に精神医学者、犯罪医学者、感染症学者、一般開業医などを召喚して作成した報告書には、同性愛者への道徳的軽蔑が溢れていることが指摘されている^{xlii}が、結果として、ウォルフenden 委員会がまとめた報告書は、私的空間における、21 歳以上の成人同士の双方合意の上での同性愛行為を脱犯罪化することを推奨した。そうして 1967 年には、*The Sexual Offences Act 1967* によって同性間の性交渉は一定の条件の下で犯罪とはみなされなくなった。

1960 年代末から 1970 年代には同性愛者解放運動が興隆した^{xliii}。1980 年代には同性愛者としてはしばしば結びつけられて語られたエイズ問題が社会的関心を集めた。タブロイド紙は数年にわたって同性愛嫌悪的熱狂を煽り、そうした

大規模な情報戦略が 70 年代には下火になりくすぶっていたあらゆる偏見を強化するよう働いた^{xliv}。1986 年に 1 万 2000 人を対象に行われた世論調査では、56%がエイズの (マ) 保菌者は不妊手術を受けて性欲を抑えるための治療がなされるべき、70%が病院に隔離されるべき、24.5%が強制収容所に隔離されるべき、4.6%が離島に隔離されるべきと答えている^{xlv}。また、こうした同性愛の可視化が教育の領域で注目に値する動きを導いた。教育科学省が 1986 年に発行した『保健体育 (5 歳から 16 歳)』では、中等学校 (11 歳から 16 歳まで) での学習項目の一つとして同性愛を挙げ、以下の指針を提示した^{xlvi}。

- ・同性に魅力を感じることを経験するのは一過性であることが多いが、中にはこの感情を成人期に達しても持ち続ける者がいることを知らせること。
- ・同性愛に対する社会の許容度は著しく高まっているとはいえ、多くの個人や集団は依然として同性愛を不道德とみなしているためこの問題については慎重かつ客観的に指導しなければならないこと。
- ・この問題は論争的なテーマなので担当の教師は学校管理機関、校長そして上級教師に助言を仰ぐことが望ましいこと。

また、1986 年には性教育の管理権が両親からスクール・ガバナーの掌中に移された^{xlvii}。政府は続いて、1987 年に「学校における性教育」という回状を発行し、「性教育はく安定した家族生活・結婚生活と親として責任を持つことの良さ」について児童・生徒の理解を助けることを基盤としなければならないことを明示した^{xlviii}。

1988 年には Local Government Act 1988 が施行され、Section 28 (28 条) で以下のように規定された。

(1) 地方当局は以下のことをしない。

- (a) 意図的に同性愛を助長したり同性愛を助長する意図をもって教材を発行したりすること
- (b) 公費補助学校において、いわゆる家族関係としての同性愛を受容するような指導を促すこと

28 条の制定は、サッチャー政権のもとでの保守化の動きと指摘されている^{xlix}。

1997 年の下院選挙では、労働党が躍進して同性愛者の運動に理解のあるトニー・ブレア政権が成立し、この選挙で同性愛者の議員が 3 名誕生し、そのうちの一人であるクリス・スミスはブレア内閣の国民文化相 (Secretary for National Heritage) に就任した^l。その後 1999 年の時点で、6 人の国会議員がゲイであることを認めている^{li}。2004 年 11 月には、同性同士のカップルに異性婚に準じた法的認証を付与する「シビルパートナーシップ法」の成立が決定され、翌 2005 年 12 月に同法が施行された。人気歌手のエルトン・ジョンがこの法律によって恋人とパートナーシップを結び、各界の著名人を招いて広義の「結婚式」を挙げたことは、日本や英国のメディアを賑わせた^{lii}。2014 年 3 月 29 日には同性婚法が施行された^{liii}。

これまで見てきたように、英国では、16 世紀には同性間の性行為を禁止する法律が明文化されていることをはじめ、宗教的な背景も手伝ってか、医学や法、教育の分野などで同性愛の是非をめぐる一定の議論が戦わされてきている様子がうかがわれる。その意味で同性愛が比較的目に見えるものとして存在してきたと言えるだろう。

3. 日英における同性愛の子ども・若者をめぐりこれまでの動き

3-1. 日本の状況

2章でも触れた、1979年に文部省が発行した『生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編』には「倒錯型性非行」として同性愛が挙げられており、「健全な異性愛の発達を阻害するおそれがあり、また社会的にも、健全な社会道徳に反し、性の秩序を乱す行為となり得るもので、現代社会にあっても是認されるものではないであろう」と述べられている。その一方で、教育現場における同性愛者の人権をめぐる諸課題は、進歩的な性教育実践・理論で日本の性教育を開拓してきた教師たちによって1987年から取り組まれてきている^{iv}。かれらは米国におけるヒューマンセクシュアリティの講座に出席して同性愛者の人権に関する諸課題を学び、そこでの学びを契機として学校において同性愛の生徒を意識した教育実践・教育理論の構築に取り組んできている。しかしながら一般には、同性愛が日本の学校空間で肯定的に語られることは乏しく、そうした現状を捉えて、1997年には、「隠れたカリキュラム」が伝達している異性愛の規範を指摘しつつ、異性愛主義に貫かれた学校空間の変革を求める提言がなされている^v。

1999年に文部省が発行した『学校における性教育の考え方、進め方』には、「男女の人間関係の育成に必要な内容」として、以下のような記述がある。

人間が男性または女性として幸福に豊かな生活を送る上で、異性とのかかわりを円滑に保ち、それを望ましい方向に発展させることは大切な意味を持っている。特に、思春期は異性への関心が高まり、異性愛も芽生え、男女の人間関係もそれまでとは変化が生じて、特定の異性との交際を望んだり、実際に交際する児童生徒等も増加してくる。また、中には恋愛に発展したり、性行為を体験する場合もあり、男女の人間関係や特定の異性との交際などに関する指導や支援が必要にな

る。

この指針には「異性愛も芽生え」ることを記述しながら同性愛への記述はなく、学校における異性愛規範をより促進させる効果を持つと言える。同時に、以前は性愛が専一的に異性愛を意味するがゆえに異性愛を意味して性愛とだけ言われたところを、わざわざ異性愛と書かれるようになってきているということは、異性愛が複数の性愛の中の一に過ぎないことが日本語空間においての了解事項となりつつあることを示していると解釈できる。さらに、異性愛の対義語として同性愛が想定されるという点で、異性愛という言葉を使用するようになれば、同性愛という言葉の使用までは遠くないと考えられる。

2002年に文部科学省が発行した『心のノート』^{vi}にも、58ページに「好きな異性がいるのは自然」という、地の文の数倍の大きさの文字があり、その上には「ある調査で『気になる異性がありますか?』という質問に中学3年生では半数近い人が『はい』と答えています。あなたは『はい』『いいえ』のどちらでしょうか?」という文章が、その下には「中学生で、好きな異性や意識してしまう異性がいるのは不思議でもなんでもない。むしろ自然な気持ち、大切にしたい気持ち。」という文章がある。また、これらの文章の背景には、夕焼けの中、自転車を押しながら歩く男子とそれに寄り添う女子の絵が配されている。この『心のノート』からも、「好きな異性がいるのは自然」という異性愛の自然化がなされ^{vii}、学校における異性愛規範を強める働きをすると考えられる。さらに、104ページでは「いつかはあなたも新たな家庭をつくる」としてその「自然」は家族を生み出すものとして描かれている^{viii}。2014年2月には『心のノート』が改訂され、『私たちの道徳(中学校)』^{lix}として2014年度から全国の(小)中学校に配布された。本書の68ページでも、

「好きな異性がいるのは自然なこと」として『心のノート』の記述を引き継いでいる。

一方で、2000年以降の社会の動きを反映してか、文部科学省は2015年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出した。この中で同省は、「(当該児童生徒の) 悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です」と述べ、通知の題名が明示する内容とは異なって、性同一性障害以外の性的マイノリティをも含むことを地の文で言明している。すなわち、性的指向におけるマイノリティなども含むと解釈される。このことは、先に見た、同性愛に否定的に言及する手引き(『生徒の問題行動に関する基礎資料—中学校・高等学校編』)や異性愛規範を強化すると考えられるな著作(『学校における性教育の考え方、進め方』、『心のノート』、『私たちの道徳』)を考えた場合、大いに評価すべきことであろう。ところで、ここで「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という題名について考えたい。「性同一性障害等に係る～」でも「性的マイノリティの児童生徒に係る～」でもなくこのような題名にし、先述したように本文中で「(当該児童生徒の) 悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる『性的マイノリティ』とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。」と一言下に同性愛などを含めている。朝日新聞はこれを「性的少数者の子に配慮求める通知 文科省、対象範囲拡大」と報じ^{lx}、西日本新聞は「多様な性 学校に宿題 性同一性障害 同性愛『配慮細やかに』文科省通知」

と報道している^{lxi}が、ネットで通知の名前を検索してみると、これを性同一性障害のみに関する通知と受け取っているかのような文章が散見される^{lxii}。精神科医のブログ「ANNO JOB LOG」では、「それにしても、何の定義、説明もなく『性的マイノリティ』と使っているのは役所の文書としてはいかがなものか。どうしても「同性愛」という言葉を使いたくなかったのか・・・。<略>結論としては、虹色というより、玉虫色の通知か」と述べられている^{lxiii}。また、性社会・文化史(ジェンダー/セクシュアリティの歴史)の研究者のブログ「続々・たそがれ日記」には、「文科省の通達の原文を読むと『同性愛』の3文字はまったくない…。<略>文科省、「同性愛」という言葉を避けているのは明らか。なぜそこまで嫌う？」とある^{lxiv}。本通知の作成にあたり、種々の意見や感情を持つ様々な関係者の存在が推察され、同性愛という語を使わなかったのか、使いたくなかったのか、使えなかったのかは特定できないし、そのいずれでもあったとも考えられる。いずれにしても、実質的に同性愛などの児童生徒の「悩みや不安を受け止める必要性」を明記しているという点で、文部(科学)省の対応が改善され、一定の進歩を見たということができよう。

本節で見てきたように、性的少数者の人権問題が社会的に広く知られるようになってきている近年にあつて、思春期には「異性愛も芽生え」、「好きな異性がいるのは自然」とする同省の記述は、不十分と言える。異性愛主義的な現在の日本社会にあつてこれを読む同性愛の生徒には、異性愛規範のみが強化されるという意味で、有害でさえあり得る。一方で、同性愛を直接的・明示的に排撃するような言説が、少なくとも文部(科学)省の出版物からは見られないことも確認される。それどころか、今年4月には実質的に同性愛の児童生徒への「悩みや不安を受け止める必要性」を明示し、現場での指導や支援の根拠となる内容となっており、こ

のことは高く評価されうる。

3-2. 英国の状況

英国において、若年同性愛者を組織的に支援する活動は 1970 年代にまで遡る。1976 年には、レズビアンとゲイの青少年の互助集団である ロンドン・ティーンエイジ・グループ (London Gay Teenage Group) が設立された。かれらは調査を基に *Something to tell you* という報告書を発行しており、そこには調査結果とともに同性愛嫌悪的な学校と社会についての評論が掲載されている^{lxv}。242 人 (60%) の同性愛の若者が同性愛というテーマは学校においてどの授業でも言及されることがなかったと応えていることが明らかにされ^{lxvi}、さらに、同性愛の青少年たちは学校において下記のような問題に直面していることが明らかにされた。以下に、問題と実人数、パーセントを記す。「孤独／級友と分かち合うものがない」38 人 (25%)、「言葉による嫌がらせ」32 人 (21%)、「からかい」20 人 (13%)、「殴打」19 人 (12%)、「疎外」11 人 (7.1%)、「同調への圧力」11 (7.1%)、「その他」23 人 (15%) 同性愛の若者はセクシュアリティをまわりに開示しづらい。若者は一般的に性に関することに関心をもっており、性的な事柄に関する話を共有することは関係を深めることにつながる。しかし同性愛の若者はそれができないため孤独を感じやすいのではないかと推測される。また、かれらは言葉によるいやがらせやからかいにも直面している。さらに、12%もの同性愛の若者が、殴られたことがあると回答している。

Talking about school において Warren は、子どもたちが、メディア、遊び場でのやり取り、反同性愛的な冗談をとおして、同性愛をめぐる無知による軽蔑的な表象に常に曝されていることを指摘しながら、「カリキュラムにおける同性愛の欠落」を批判している。^{lxvii} 1986 年には、生涯教育・高等教育全国教員組合が

Sexual Orientation-An Equal Opportunities Discussion Paper を発行し、性的指向に基づく差別に取り組んでいる。2 章 1 節で見たとおり、1988 年には Section 28 of the Local Government Act 1988 が施行された。本条項の文言は、同性愛の生徒が同性愛を理由によってなんらかの嫌がらせを学校で受けている場合に相談に乗ってその嫌がらせに対処するなどの行動を禁じているわけではないが、あいまいな文言が多く誤解をもたらし、これによって多くの教師がゲイ、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダーの生徒への支援を阻まれた^{lxviii}。多くの議論の末にようやく、スコットランドでは 2000 年に、イングランドとウェールズでは 2003 年に廃止された^{lxix}。

教育雇用省の調査によれば、82%の教師が言葉による同性愛嫌悪的いじめに気づいており、26%が身体的いじめに気づいていた^{lxx}。教育技能省(教育雇用省から名称変更された)は、2004 年に *Stand up for us-Challenging homophobia in schools* という報告書を発行し、学校における同性愛嫌悪に挑む構えを明確に見せている。

2013 年に発行された文書 (The National Curriculum in England-Framework Document) の「4 章 包括」において、教育雇用省は以下のように述べる^{lxxi}。

障害、人種、宗教または信念、性別、性的指向に言及している機会平等法のもと、教師は職務に配慮すべきである。

このように、日本における教育指導要領の基本文書で性的指向をめぐる教師の考慮を促していることが特記される。

2014 年には、学校における同性愛嫌悪、両性愛嫌悪、トランスジェンダー／セクシュアル嫌悪を根絶する創造的な発案をしてくれる、学校を含めた非営利組織・団体に 2 百万ポンド

(約 4 億円) を拠出することを発表した^{lxxii}。

本節で見てきた通り、英国では、言葉による嫌がらせだけでなく、身体的な暴力も一定以上の割合で行使されてきている。1970 年代からの運動が積み重ねられてきている英国では、**Section 28 of the Local Government Act 1988** 施行のような動きがある一方で、そうした動きが乗り越えられると、今度は教育技能省が学校における同性愛嫌悪に挑むための報告書を発行したり、性的少数者を嫌悪する学校風土を変える試みに多額の資金を拠出したりするなど、同性愛者を含む性的少数者をめぐって明確な動きがとられてきていることが指摘できる。

4. まとめ一日英比較

これまで日本の状況と英国の状況を並置しつつ見てきたように、1533 年の **Act of Henry VIII on sodomy** によって、同性間の性行為が禁じられた英国と徳川時代前後に男色の伝統がある^{lxxiii}日本との間に、同性間の性愛・色恋をめぐって一定の違いを見出すことができる。

日本には宗教的な禁忌がほとんどなく、宗教的見地から自身の性的なあり方を顧みることは一般的とは言えない。一方英国では、男性間の性愛を否定する箇所を有する聖書を聖典とするキリスト教が、人々の生活に根強い影響力を持っている。

また、言葉の面でも、寡黙の言語習慣がある日本の特性として、性的マイノリティへの差別的対応が、「無知、揶揄、茶化し、笑い、冷やかさ、文章表現のちょっとした遊び」^{lxxiv} となって表れる傾向がある。また、同性愛者への差別が法律や規則で明記されているわけではなく、場の空気^{lxxv}・雰囲気疎外し排撃する傾向がある。真綿で首を絞めるような差別と言ってもよい。これを象徴する事件^{lxxvi}が、イギリス(スコットランド)と日本における、ゲイカップルがホテルから宿泊拒否されたという意味で類似した事件である。2004 年にロンドン

のゲイのカップルがスコットランドの朝食付き簡易ホテルにおけるダブルの部屋の宿泊を予約したところ、彼らの関係が「不自然」であるということで、宿の主に拒否された。主は 2 人への返信メールで彼らを「性的異常者」と呼んだ。それでもなお男性がダブルベッド付きシングルを希望したところ、主は「ツインの部屋での宿泊は歓迎します。しかし、あなた方の倒錯行為を容認することはできません」というメールを送り返した。一方日本では、2006 年に東京の男性が大阪市内のホテルのダブルの部屋に予約を入れたところ、ホテル側は「男性同士のダブル利用はできない」と電話で拒否した。東京の男性が保健所に連絡したところ、「誤って予約されたと思ってツインを勧めた」、「体の大きい男同士だと狭いと考えた」と語ったという。このように、日本の差別は、比較的隠微で、陰湿と言える。

さらに、イギリスではこれまで、同性間の性行為で告訴されたり、投獄されたり、1 万 2000 人の調査で HIV 保菌者は不妊手術を受けて性欲を抑えるための治療がなされるべきと 56% の人が回答したり、また、結果として教育現場における同性愛者差別に加担したといえる 28 条が存在したりした。それに対して日本では、同性間の性愛が法律でほとんど禁止されず、エイズ/HIV をめぐっては言下、間接に忌避、嫌悪、軽視され、また教育現場においても同性愛をめぐって教育現場に広く強い影響力を及ぼす明確な動きはなかった。

これまで述べてきたことは、先述した、イギリスでは同性愛嫌悪などの根絶に 200 万ポンドを拠出することが告知され、日本では「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という、題名に工夫の凝らされた感のある通知が出されたという、最近の両国の動きにも象徴的に表れている。

今後も、両国ともにそれぞれの人々の努力によって同性愛嫌悪からの解放の道筋をたどっ

ていくことだろう。その折々に、自国の状況を他国との相関図の中で把握でき、そのことによって差別の一定の特性を同定できれば、解放の道筋において一步前に進むことができるだろう。

-
- i 平野広朗『アンチ・ヘテロセクシズム』現代書館 1994年、伊藤悟・築瀬 竜太『異性愛をめぐる対話』飛鳥新社 1999年、『「レズビアン」という生き方—キリスト教の異性愛主義を問う』新教出版社 2006年、小宮明彦「言語教育(学)と異性愛規範—日本語教育(学)をめぐる」『ことば』第35号 2014年 pp.109-120
- ii 小田亮『性』三省堂 1996年 pp.57-58
- iii 古川誠「近代日本の同性愛認識の変遷—男色文化から「変態性欲」への転落まで」『女子教育もんだい』労働教育センター1997年 p.34
- iv 前川直哉「大正期における男性『同性愛』概念の受容過程」『解放社会学研究』24号 2010年 p.16
- v 前川前掲論文 pp.21-29
- vi 古川誠「近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」『日米女性ジャーナル』No.17 1994 p.48
- vii 古川誠「近代日本の同性愛認識の変遷—男色文化から「変態性欲」への転落まで」『女子教育もんだい』労働教育センター1997年 p.36
- viii いけだまこと編著『ゲイ性愛辞典』一粒書房 2014年 p.13、伏見憲明「『アドニス』探求」『彷徨月刊』彷徨舎 2006年 p.13
- ix 伏見憲明「『アドニス』探求」『彷徨月刊』彷徨舎 2006年 pp.12-13
- x プロジェクトG『オトコノコのためのボーイフレンド(ゲイ・ハンドブック)』少年社 pp.60-61
- xi 小宮明彦「性教育への提言:性教育が見落としているもの—エイズをめぐる研究ノート」『現代性教育研究月報』2002年8月号 日本性教育協会 2002年
- xii 河口和也ほか「レズビアン/ゲイ・スタディーズの現在」『現代思想』臨時増刊 25(6) 青土社 1997年 p.45 中段
- xiii 井上輝子他編『岩波女性学事典』岩波書店 2002年 pp.419-420
- xiv いけだまこと編著『ゲイ性愛辞典—もう一つの文化を知るバイブル』一粒書房 2014年 p.293
- xv 動くゲイとレズビアンの会 『同性愛者と

-
- 人権教育のための国連10年』p.8
- xvi 動くゲイとレズビアンの会 『同性愛者と人権教育のための国連10年』p.12
- xvii 動くゲイとレズビアンの会 『同性愛者と人権教育のための国連10年』p.12
- xviii 動くゲイとレズビアンの会 『同性愛者と人権教育のための国連10年』p.13
- xix 稲場雅紀「日本の精神医学は同性愛をどのように扱ってきたか」『社会臨床雑誌』2(2) 1994 pp.34-42
- xx Komiya, Akihiko. *The Homosexuality Issues in the Natural Science in Japan. Presented in The 39th Conference of Asia-Pacific Academic Consortium for Public Health.* Nov. 2007. (於: 女子栄養大学)
- xxi 小宮明彦 「解説に代えて」小宮担当部分 橋本紀子監訳『みんな大切!—多様な性と教育』2011年 p.188
- xxii 伏見憲明「性はどこまでわかっているのか」『世界』1997年5月号岩波書店 p.281
- xxiii 動くゲイとレズビアンの会 『同性愛者と人権教育のための国連10年』pp.12-13
- xxiv 加藤慶・渡辺大輔編著『セクシュアルマイノリティをめぐる学校教育と支援 増補版〜エンパワメントにつながるネットワークの構築にむけて〜』開成出版 2012年 pp.13-14
- xxv 日本経済新聞 Web 刊 3月31日 http://www.nikkei.com/article/DGXLASDG31H7P_R30C15A3CZ8000/ 2015年5月22日閲覧
- xxvi ブレイ、アラン『同性愛の社会史』彩流社 1993年 p.21
- xxvii 海保眞夫「法の前の平等まで—十八世紀イギリスの情況—」『文学』岩波書店第六巻一号 一九九五年冬 p.163
- xxviii ブレイ、アラン『同性愛の社会史』彩流社 1993年 p.21
- xxix ウィークス、ジェフリー『セクシュアリテイ』河出書房新社 1996年 p.51
- xxx McLauren, Angus *Twentieth-Century Sexuality-A History* Blackwell Publishers: Oxford 1999 p.106
- xxxi Hogan, Steve & Hudson, Lee *Completely Queer-The Gay and Lesbian Encyclopedia* 1998年 p.577
- xxxii Adam D. Barry *The Rise of a gay and Lesbian Movement* Twayne Publishers :New York 1995 p.35
- xxxiii Tamagne, Florence *A History of Homosexuality in Europe-Berlin, London, Paris 1919-1939* Vol.1 Algora Publishing:

- New York 2004 p.118
- xxxiv Sear T. James(Ed) *The Greenwood Encyclopedia of Love, Courtship, and Sexuality-Through History* Vol.6 Greenwood Press: Westport, Connecticut p.112
- xxxv Hogan, Steve & Hudson, Lee *Completely Queer-The Gay and Lesbian Encyclopedia* 1998 p.123
- xxxvi Hogan, Steve & Hudson, Lee *Completely Queer-The Gay and Lesbian Encyclopedia* 1998 p.123
- xxxvii McLauren, Angus *Twentieth-Century Sexuality-A History* Blackwell Publishers: Oxford p.107
- xxxviii McLauren, Angus *Twentieth-Century Sexuality-A History* Blackwell Publishers: Oxford p.107
- xxxix *Halsbury's Statutes of England* Third Edition Vol.8 London Butterworths p.423 1969
- xl 伊藤豊 「イギリスにおけるホモセクシュアリティ合法化の問題—『ウォルフエンデン報告書』を読む—」『同志社法學』59巻2号 2007年 p.197
- xli 伊藤豊 「イギリスにおけるホモセクシュアリティ合法化の問題—『ウォルフエンデン報告書』を読む—」『同志社法學』59巻2号 2007年 p.197
- xlii King, Michael and Bartlett, Annie. 'British Psychiatry and homosexuality' *British Journal of Psychiatry* No. 175 1999 p.109
- xliii Weeks, Jeffrey *Coming Out-Homosexual Politics in Britain from the Nineteenth Century to the Present* Quartet Books: London 1990 pp.185-206、Jivani, Alkarim *It's Not Unusual-A History of Lesbian and Gay Britain in the Twentieth Century* Michael O'mara Books: London 1997 pp.153-182
- xliv Jivani, Alkarim *It's Not Unusual-A History of Lesbian and Gay Britain in the Twentieth Century* Michael O'mara Books: London 1997 p.188
- xlv Haste, Cate *Rules of Desire-Sex in Britain: World War I to the Present* Vintage: London 2002 p.276
- xlvi 沖原豊・大谷光長編『各国の性教育と薬物教育』東信堂 1988年 p.51
- xlvii Weeks, Jeffrey *Sex, Politics & Society* Second Edition Longman 1989 p.295
- xlviii Weeks, Jeffrey *Sex, Politics & Society* Second Edition Longman 1989 p.295
- xlix Smith, Anna Marie *New Right discourse on race and sexuality* Cambridge University Press 1995 pp.209
- 1 動くゲイとレズビアンのか 『同性愛者と人権教育のための国連10年』1998年 p.35
- ii 中田統一「中田統一のユーロな気分」『パデイ』1999年6月号 p.64
- iii 筆者は当時英国に滞在しており、日本のNHKにあたるBBCでもエルトン・ジョンのいわゆる「結婚式」が報道されていた。他方、日本でもこの話題はテレビで放映されていたと後に友人から聞かされた。
- liii g-lad xx (グラッド)
<http://gladxx.jp/news/2014/03/3786.html>
2015年5月22日閲覧
- liv “人間と性”教育研究協議会『新しい風景—性教育と同性愛』1991年
- lv 杉山貴士、小宮明彦「性教育で扱いたいテーマ解題5—同性愛—どこの学校にもいることを前提に—」『性と生の教育』第15巻 あゆみ出版 1998年 pp.47-49
- lvi 文部科学省『心のノート』2002年
- lvii 三宅晶子『「心のノート」を考える』岩波書店 2003年 p.31
- lviii 三宅晶子『「心のノート」を考える』岩波書店 2003年 pp.31-32
- lix 文部科学省ホームページ
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/12/01/1344901_4.pdf 2015年5月24日閲覧
- lx 2015年4月30日朝日新聞
- lxi いのちリスペクト。ホワイトトリボンキャンペーンホームページ
<http://ameblo.jp/respectwhiteribbon/entry-12028592368.html> 2015年5月31日閲覧
- lxii たとえば、教員採用試験対策ブログ
<http://kyosai.hatenablog.jp/entry/2015/05/01/182506> 2015年5月31日閲覧
- 愛知県江南市立布袋小学校ホームページ
http://www.schoolweb.ne.jp/weblog/index.php?id=2310019&type=1&column_id=595023&category_id=9476&date=20150503
2015年5月31日閲覧
- lxiii ANNO JOB LOG
<http://d.hatena.ne.jp/annojo/20150430>
2015年5月31日閲覧
- lxiv 続々・たそがれ日記
<http://junko-mitsubishi.blog.so-net.ne.jp/archive/201504-1> 2015年5月31日閲覧
- lxv Warren, Hugh *et al.* 1984 *Talking About School*. London Teenage Group. p.12
- lxvi London Gay Teenage Group. 1984 *Something to tell you*. pp.56-59.

-
- lxvii Warren, Hugh *et al.* 1984 *Talking About School*. London Teenage Group. p.14
- lxviii Sears, James. 2005 *Youth, Education and Sexualities-An International Encyclopedia*. Greenwood Press. pp.100-102. 実際、筆者の2001年の英国での調査でも、「法律があつて、同性愛のことを言つてはいけないんだ」と筆者に語つた教師がいた。
- lxix Sears, James. *Youth, Education and Sexualities-An International Encyclopedia*. Greenwood Press. 2005 pp.100-102.
- lxx Douglas, N., Warwick, I., Kemp, S., & Whitty, G., *Playing it Safe: Responses of Secondary School Teachers to Lesbian and Gay Pupils, Bullying, HIV and AIDS Education and Section 28*. London, Terrence Higgins Trust 1997
- lxxi The national curriculum in England-Framework document Department for Education 2013 p.8 https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/210969/NC_framework_document_-_FINAL.pdf 2015年5月31日閲覧
- lxxii イギリス政府ホームページ <https://www.gov.uk/government/news/2-million-fund-to-tackle-homophobic-bullying-in-schools> 2015年5月31日閲覧
- lxxiii 平塚良宣『日本における男色の研究』人間の科学社 1994年、Leupp P. Gary *Male Colors-The Construction of Homosexuality in Tokugawa Japan* University of California Press 1995
- lxxiv 北丸雄二「クローゼットな言語—日本語とストレートの解放のために」『imago』6(12) 青土社 1995年 p.12
- lxxv 山本七平『「空気」の研究』文藝春秋 2013年
- lxxvi 鍋岡真幸「イギリスレポート①ホモフォビア イズ ゲイ！」『季刊セクシュアリティ』エイデル研究所 No.29 2007年 p.164